

視察・研修報告（復命）書

三次市議会議長 様

報告者氏名 増田 誠宏

下記のとおり、視察・研修が終了したので報告します。

会派代表者氏名 掛田 勝彦

経理責任者氏名 増田 誠宏

| | |
|--|--|
| 期 間 | 令和 4 年 1 0 月 2 4 日 (月) ~ 年 月 日 () |
| 用 務 先 | 広島県 J A ビル 1 0 階 広島市中区大手町 4 - 7 - 3 |
| 用 務 | 公会計研修会 日本公認会計士協会中国会 |
| 概要及び所見 (目的, 参考 にすべき事 項, 提言, 活用 策等) | <p>「議員活動に役立つ包括外部監査報告書の読み方」</p> <p>1. 包括外部監査制度の概要 監査委員の監査は大きな問題があり制度として機能していない。解決策の一つとして包括外部監査制度導入や監査員事務局共同設置の事例がある。中核市以上は外部監査制度の設置義務があるが、その他市町村は条例により導入できる。外部監査導入により被監査部局とのなれ合いを排除し独立性を担保できる。地域住民や利害関係者の行政への信頼性が高まることが期待できる。 包括外部監査未導入団体の場合、近隣の導入団体(福山市、松江市など)の監査テーマを数年分見て、同様な課題や指摘がないか確認したら良い。</p> <p>2. 包括外部監査のテーマ分類と活用(措置)状況 中国地方の包括外部監査導入団体は、県 5 団体、政令指定都市 2 団体、中核市 6 団体、条例制定都市はなしとなっている。以前は義務団体以外では出雲市で導入されていたが、初期の目的は達成したため現在は実施していない。 包括外部監査テーマの選定は地方自治法に基づき、包括外部監査人自ら選定している。重点施策・議会が注目している施策・住民の関心がある施策であるか等を留意してテーマを選定している。</p> |

包括外部監査措置制度とは、包括外部監査の結果に対し地方公共団体が措置を講じることにより、その運営の改善に生かしていくことを意図した制度である。措置が優れている事例として①監査結果に対する措置を他部署にも広げている②効果を金額等で開示している③業務手順を見直し統一化効率化している④再発防止のためのチェックの仕組みの構築がある

3. 監査委員事務局共同設置事例

事例として備前市・瀬戸内市の共同設置の例がある。

備前市瀬戸内市監査委員事務局の概要として、会計検査院の職員が 2019 年まで 4 年間 2 名が 2 年ずつ管理職として在籍し監査全般を総括していた。独立性の確保や両氏の比較検討の観点から、各市 1 名がペアとなり担当している。共同設置により定期監査の実施状況の変化しており、監査実施部署数が減っている。延べ執務日数に大きな差はないが、監査実施部署数を減少させたことに伴い、1 部署に対する時間数を増加させ、監査を重点的に実施する傾向にある。決算審査の実施状況も変化しており、従前はヒヤリングをしていなかったが、機会を設けて執務日数が増加し中身の濃い監査をする工夫をしている。

共同設置の効果として、独立性やガバナンスが強化、監査の有効性や効率性が向上しており、外部専門家との協働もできるようになった。

【所見】

包括外部監査制度の導入は、本市のような自治体の場合費用の面からも困難であると考え。しかしながら導入団体における監査結果については、本市も同じような事業を実施している場合が多いので、報告書や措置状況について確認することは有益である。監査により、役所として何をやっていくのか、何を止めるのか、何をすべきか、議会の質疑の中で問うていく必要がある。事業を止めるのは難しいが、監査によって役所として止めるきっかけや、役所でやるべき事業であったのかの確認をする良い機会となると考える。

監査委員事務局共同設置については、庄原市や安芸高田市と検討することは、ガバナンス強化やコスト面からも有効であると考え。